

建設工事及び建設コンサルタント業務に係る保証証書の電子化について

令和 6 年 12 月 2 日以降に入札公告等を行う建設工事及び建設コンサルタント業務に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む）の保証証書について、従来の紙媒体での提出に代えて、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社）の保証契約番号と認証キーの送信による電子保証の利用が可能となっています。

また、令和 7 年 12 月 1 日から一般社団法人日本損害保険協会による公共工事履行保証証券（履行ボンド）及び履行保証保険の証券（以下「保証証券等」といいます。）における保証証券等確認システム（WEB プラットフォーム）の運用が開始されました。これに伴い、令和 8 年 2 月 2 日以降に契約を締結する建設工事に係る契約保証の保証証券等の保証証券等確認システム上の閲覧 URL 及び閲覧パスワードを送信していただくことで電子保証の利用が可能になります。

なお、従来どおり紙媒体による保証証書の提出も可能です。

1. 対象となる工事・業務

令和 8 年 2 月 2 日以降に契約を締結する建設工事及び建設コンサルタント業務

2. 対象となる保証証書等及び金融機関等（保証事業会社・保険会社）

	保証証書等	保証事業会社（※ 1）	保険会社（※ 2）
建設工事	契約保証証書	○	—
	保証証券等	—	○
	前払金保証証書	○	—
	中間前払金保証証書	○	—
建設コンサルタント業務	前払金保証証書	○	—

（※ 1） 北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、

西日本建設業保証株式会社

（※ 2） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、AIG 損害保険株式会社、

共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、大同火災海上保険株式会社、

東海海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、

住友海上火災保険株式会社（令和 7 年 12 月時点）（五十音順）

3. 保証契約番号・認証キー又は閲覧 URL・閲覧パスワードの提出方法

（1）電子メールに以下の内容を記載し、入札説明書に記載されている担当部署の E-mail アドレスへ送信してください。

【メールの件名】

工事（業務）名及び保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）を組み合わせたものとしてください。

※標準例：△△△工事（契約保証）

【メールの本文】

メール本文に、以下の項目を記載してください。

- ・受注者名
- ・事務担当者様のご連絡先

氏名、メールアドレス、電話番号

※この時点では、保証契約番号・認証キー又は閲覧 URL・閲覧パスワードは記載・添付しないでください。

※契約締結等の手続を円滑に行うため、メール送信後、必ず入札説明書に記載されている担当部署まで、到達確認の電話を行ってください。

受付時間 9：30～12：00及び13：00～17：00

(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除きます。)

(2) 当社より「めるあど便【受取フォルダ】」を送信します。

上記(1)で、送信された事務担当者様宛に、入札説明書に記載されている担当部署のE-mailアドレスより「めるあど便【受取フォルダ】」を送信(パスワードは別メールにて送信)しますので、受取フォルダに認証キー又は閲覧 URL・閲覧パスワードのデータ(PDF形式)をアップロードして送信してください。

めるあど便のアップロード方法の詳細については、[こちらをご覧ください。](#)

※電子証書の閲覧画面を PDF 化したもの等を提出した場合は、保証証書等の提出として認められません。必ず認証キー又は閲覧 URL・閲覧パスワードのデータを添付してください。

※認証キーは契約締結又は前払金若しくは中間前払金請求前に提出してください。

※閲覧 URL・閲覧パスワードは契約締結前に提出してください。